

■米国：FERC、RTO・ISO に対する卸取引市場関連情報提出の最終規則を発表

連邦エネルギー規制委員会（FERC）は 2012 年 4 月 19 日、RTO・ISO に対し卸取引市場関連情報の提出を義務化する最終規則（オーダー760）を発表した。本オーダーは RTO・ISO に対し、卸取引市場への参加者の入札値、決済価格、発電機毎の発電量、マージナルコスト、金融送電権、相対契約価格などの卸市場関連情報について、FERC に電子的に提出することを義務付けるもの。これにより FERC は各 RTO・ISO の卸取引市場における競争阻害や価格操作行為などに対する監視を強化し、市場の効率性などを評価することができるとしている。FERC は当初、統一様式による情報提出を求めていたが、RTO・ISO 側の負担が大きいことから、各 RTO・ISO 毎の様式による提出を認めている。なお、本規則は連邦官報に公示、60 日後より適用され、RTO・ISO は規則適用後 7 カ月以内に指定された全情報の提出が必要となる。